

# 【申立書添付書類一覧表兼チェックリスト】 (京都家庭裁判所)

- ・ □は、申立時に必要な書類です。 ・ △は、必要に応じて提出していただく書類等です。
- ・ □または△にレ点等でチェックをし、添付書類等を確認してください。

申立書関係 (被相続人の数＝「 」, 当事者の数(申立人及び相手方の人数)＝「 」, 相手方の数＝「 」)

- 申立書類一式(□申立書 □当事者目録 □遺産目録 □相続関係図 △特別受益目録)
- ※相手方に知られたくない情報(現住所など)がある場合には、申立書には記載せず、裁判所に記載方法をお問い合わせください。
- 申立書類一式のコピー×相手方の数
- 申立書添付書類一覧表兼チェックリスト(この用紙)
- 事情説明書(調停申立: コピー不要, 審判申立: 事情説明書のコピー×相手方の数)
- 進行に関する照会回答書
- 現住所及び送達場所等の届出書
- △ 非開示の希望に関する申出書
- 収入印紙(申立手数料) 被相続人1名につき, 1,200円
- 郵便切手  $\left[ \begin{array}{l} 500円 \times 2枚, 100円 \times 5枚, 84円 \times 5枚 \\ 50円 \times 5枚, 10円 \times 5枚, 1円 \times 5枚 \end{array} \right] \times$  当事者の数
- △ 手続代理委任状(弁護士が申立人の手続代理人となる場合のみ必要。家事事件手続代理人用書式)
- △ 双方代理の申述書(弁護士が複数の申立人の手続代理人となる場合のみ必要。)

戸籍関係(事案によっては、さらに別の戸籍等が必要です。)(原則として3か月以内に発行されたもの)

※原本提出と同時に「原本返却申請書」及び「原本の写し」を提出された場合は、原本を返却します。

【被相続人の法定相続情報一覧図を提出する場合】(推奨)(裏面①, ③, ⑤の書類)

※法定相続情報一覧図は被相続人の最後の本籍及び住所記載のものがが必要です。

- 相続人全員の現在の戸籍謄本  相続人全員の住民票または戸籍附票
- ※ 法定相続情報一覧図に記載された相続人が亡くなっている場合は、その亡くなった相続人の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(又はその相続人について作成した法定相続情報一覧図)

【被相続人の法定相続情報一覧図を提出をしない場合】(裏面①～④の書類)

第1順位: 子(相続人が, 子と配偶者の場合または子のみの場合)

- 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本
- 相続人全員の現在の戸籍謄本  被相続人の住民票除票または戸籍附票
- 相続人全員の住民票または戸籍附票
- ※ 相続人となるべき子が亡くなっている場合は、その亡くなった子の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(又はその亡くなった子について作成した法定相続情報一覧図)

第2順位: 直系尊属(相続人が, 父母と配偶者の場合または父母のみの場合)

- 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本
- 相続人全員の現在の戸籍謄本  相続人全員の住民票または戸籍附票
- 被相続人の住民票除票または戸籍附票

第3順位: 兄弟姉妹(相続人が, 兄弟姉妹と配偶者の場合または兄弟姉妹のみの場合)

- 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本
- 被相続人の父母の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本
- 被相続人の直系尊属の死亡時の戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本
- 相続人全員の現在の戸籍謄本  相続人全員の住民票または戸籍附票
- 被相続人の住民票除票または戸籍附票
- ※ 相続人となるべき兄弟姉妹が亡くなっている場合は、その亡くなった兄弟姉妹の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(又はその亡くなった兄弟姉妹について作成した法定相続情報一覧図)

遺産に関する資料及び主張を裏付ける資料

【遺産関係】

遺産目録記載の不動産関係(◆)

- 不動産登記事項全部証明書原本(裏面⑥の書類)
- 固定資産評価証明書原本(裏面⑦の書類)
- △ 地図・地図に準ずる図面(公図)写し(不動産所在地を管轄する法務局)

上記以外の遺産に関する資料

- 遺産の存在及び状況を裏付ける資料(裏面⑧～⑩の書類)

【主張関係】

- 遺言書写し, 遺産分割協議書写し(作成されている場合, 裏面⑪, ⑫の書類)
- △ 相続人の特別受益や寄与分に関する資料写し

上記◆印の書類は、原本を裁判所分のみ提出すれば足ります。◆印以外の書類については、甲号証として「裁判所分」+「相手方の数分」の写しを裁判所に提出してください。

## 【必要な添付書類のご説明】

\* 申立てに必要な資料等は、すべて申立てをする方が集めて裁判所に提出する必要があります。準備していただく書面の代表的な例は、以下の通りですが、実際に提出していただいた書類を点検した上でないと必要書類の範囲が分からない場合があります。不足している場合には、追加提出をお願いすることとなります。あらかじめご了承ください。

		原本 ・写し	認証 期限等	書類の対象・内容等	書類の請求先
戸 籍 関 係	①戸籍謄本	原本	3か月 以内	相続人全員	【戸籍関係、戸籍の附票】 本籍地の市区町村役場戸籍担当係(本籍地、戸籍の筆頭者又は戸主で特定)  【住民票関係】 住所地の市区町村役場住民登録担当係  【法定相続情報一覧図】 被相続人の本籍地、最後の住所地、不動産の所在地、申出人の住所地を管轄する法務局  ※取得方法等については、上記の各請求先にお問い合わせください。
	②戸籍謄本 (除籍謄本・ 改製原戸籍謄本)	原本	なし	次の①から③に該当する方の生まれてから死亡するまでの間の連続した全戸籍謄本  ①被相続人(亡くなった方)  ②(相続人が、子と配偶者の場合または子のみの場合)相続人となるべき子が亡くなっている場合は、その亡くなった子  ③(相続人が、兄弟姉妹と配偶者の場合または兄弟姉妹のみの場合)相続人となるべき兄弟姉妹が亡くなっている場合は、その亡くなった兄弟姉妹  古い戸籍が震災などにより滅失している場合には、その旨の証明書が必要です。	
	③戸籍の附票 (または住民票)	原本	3か月 以内	相続人全員	
	④戸籍附票 (または住民票除票)	原本	なし	被相続人(亡くなった方)	
	⑤法定相続情報一覧図	原本	なし	被相続人(亡くなった方)	
遺 産 関 係	⑥登記事項証明書 (または登記簿謄本)	原本	3か月 以内	土地・建物	物件所在地等の法務局(不動産登記部門)
	⑦固定資産評価 証明書	原本	最新 年度	土地・建物	物件所在地の都府県税事務所又は市区町村役場固定資産税担当
	⑧借地権、借家権 を証明する文書	写し	なし	賃貸借契約書写し及び賃借中の土地・建物の登記簿謄本、貸主の協力あれば固定資産評価証明書	
	⑨預金残高証明書 (★通帳)	写し	できる だけ申 立時点 に近い もの	相続人であれば、金融機関に申請して、預金残高証明を取得できます。 (★残高証明書の取得が申立時点に間に合わない場合は、通帳の必要部分(金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・死亡日以降現在分まで)のコピーでも可。ただし、後日残高証明書の提出をお願いすることもあります。) <b>※裁判所が調査をして不明な遺産を 探すことはありません。</b>	預入先銀行などの金融機関
	⑩株式、社債、投資 信託等の内容を 示す文書	写し	同上	所有株式数、銘柄などの分かる通知書、取引残高報告書、投資信託運用報告書、預かり証または株券など	証券会社等
	(作成されている場合) ⑪遺言書	写し	なし	(1) 自筆証書遺言 → 遺言検認済証明書または検認調書 (2) 公正証書遺言書 → 公正証書謄本	(1) 検認した 家庭裁判所 (2) 記録保管の 公証役場
	(作成されている場合) ⑫遺産分割協議書	写し	なし		